

# 令和5年5月泉南市農業委員会定例会

令和5年5月9日 午後1時30分  
市役所別館 1階 会議室1・2

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	吉積 弘行
角辻 健二		

## ・欠席委員

(推進委員)

岩本 和男 山本 芳男

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年5月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。定員は14名の内1名欠員となっております。本日の委員の出席については13名全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、岩本委員、山本委員より欠席の届出が出ております。西浦委員からは遅刻の届出が出ております。本日の出席は、現在3名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆様におかれましては何かとお忙しい中、泉南市農業委員会5月定例会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨日より新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類となり、マスクの着用も個人の判断に委ねる事となりました。しかしながら、連休明けですので、感染者の数が増えるのではという懸念がございますので、十分に注意していただきたいと思います。まだまだもう少しの間、感染予防に

会 長           ご協力よろしくお願ひいたします。  
                  さっそくではございますが、議事に入りたいと思います。本日は議案  
                  が2件、報告案件が2件でございます。

会 長           それではこれより議事に入ります。  
                  まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

                  泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名  
                  委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長           ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、9番 宮下委員、  
                  10番 森谷委員にお願いいたします。  
                  以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長           それでは、令和5年議案第15号「農地法第3条の規定による許可申  
                  請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局        令和5年議案第15号2件について朗読する。議案第15号につつま  
                  して、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告してい  
                  たきます。No. 1、2につつましては、〇〇委員よろしくお願ひ  
                  します。

〇〇委員        説明させていただきます。過日、事務局の方と現地確認を行って  
                  おります。次頁の地図をご参照ください。No. 1、2は隣接して  
                  おります。No. 1の①番については、これまで休耕地になって  
                  おりますが、地主が管理されておりますので、何ら問題  
                  ございません。それ以外の6筆につつましても、現在、  
                  ネギを作付けしておりますので、何ら問題ないと思  
                  います。

事 務 局        ありがとうございます。事務局の方から議案第15号について補  
                  足説明させていただきます。No. 1、2につつましては、  
                  令和3年まで休耕地でありました。令和4年度に農業経営  
                  基盤強化促進法による利用権設定を行い、青ネギ農家  
                  に営農していただいていたのですが、農振農用地対象  
                  農地であることから農地所有の継続が困難であり、また

事務局 譲受人と金銭面において価格の折り合いがついたため、所有権移転する事となりました。譲受人においては、一団の農地となり、この地区の営農計画の一角となる予定です。耕作物は引き続き青ネギの栽培を行います。以上です。

会長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 3条で農地を譲り受けるには3年3耕作という条件がありありますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

会長 よろしいですか。  
それでは質疑がないようですので、議案第15号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第15号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第16号1件について朗読する。議案第16号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。現地確認に行っておりまいました。青ネギを植える準備をしていたので問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第15号について補足説明させていただきます。②番③番につきましては、令和3年度末に農地法第3条により設定人へ所有権移転された農地ではありますが、この農地を含めて利用権設定を行うものです。設定人は、令和3年度までは水稲を盛んにされておりましたが、87歳と高齢であり、昨年度の耕作状況は大半が休耕地となっております。また、所有する農地が全て農振農用地対象農地であり、農地の存続の為に利用権設定を行うものです。被設定人は、主に青ネギを栽培している農業者です。

会長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 被設定人はまだ若いんですね。

〇〇委員 はい、まだ30才になっていないと思います。他の耕作地は上手に美しく作っています。

会長 設定人には後継者はいないのですか。

〇〇委員 息子さんはいますが、たまには田植えなど手伝いに来ていましたが、サラリーマンですので、農業をする気はないと思います。設定人も足が悪くて、去年くらいから米を作っていません。

会長 よろしいですか。  
それでは質疑がないようですので、議案第16号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のと

会 長 おり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第10号2件について朗読する。報告第10号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、既存家屋が建っており、息子の家屋を新築する際に農地転用の手続きを怠っている事に気付き、始末書を添付の上、届出書が提出されたものです。

No. 2につきましては、旧岩出線に接している隣接の宅地と一団で露天駐車場用地として転用するものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 2については譲受人が隣の宅地も一緒に購入するということですか。

事 務 局 農業委員会に提出されるのは農地部分だけになりますので、農地以外の部分についての書類等はありませんが、進入路はそこしかありませんので、届出の提出の際の話の中でそのように聞いております。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第10号を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第11号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第11号1件について朗読する。報告第11号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

5月2日に森谷委員と現地確認に行っていました。①番②番ともえんどう等の季節野菜の栽培を行っていました。

事務局           また、もう1件税務署より農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付依頼があったのですが、当該農地につきまして、事務局が確認したところ耕作していないと判断いたしました。幾度となく対象者宅に電話連絡したのですが不在で電話は全く繋がりませんでした。その対処方法について税務署に連絡したところ、それならば農業委員会より遊休農地の証明書を発行してもらいたいとの依頼がありました。証明書発行への手続きを行ってよろしいでしょうか。

会     長           ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会     長           遊休農地の証明書とはどういう事でしょうか。詳しく説明をお願いします。

事務局           まずは、土地の所有者に対して相続税の納税猶予の対象地となっておりますので、継続して農業をしなかった場合は非農地判断をしますというような内容の文書を送付しようと考えております。それによって耕作が再開されれば、従来通り農業経営を引き続き行っている旨の証明書が発行可能ですし、非農地で良いという事であれば非農地証明書を発行し税務局、法務局に対して通知するという事になるかと思えます。

                  まずは、地主に対して文書を送付し、回答によっては次回定例会にて非農地判断についてお諮りさせていただきたいと思っております。

                  3年前もご本人は施設に入っており、娘さんに何とか草を刈っていただいたのですが、娘さんも病気の様でしたので、今回は難しいのかなとは思ってはいたのですが。

                  まずは文書を送付し、その後、会長、副会長、地元農業委員、その他農業委員、3名以上の農業委員で現地確認し、定例会にて農地に該当するか否かについて非農地判断を行っていただくという流れになります。

会     長           税務署からの農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行依頼というのは初めての事です。

会     長           よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
                  特に発言がないようですので、以上で報告第11号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして5月  
定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。  
次回の定例会につきましては、6月7日（水）場所は、市役所別館1  
階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時30分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年5月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_